

特許権	判決年月日	令和3年2月25日	知財高裁第2部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10058号	
○ 発明の名称を「ベッド等におけるフレーム構造」とする特許についての無効審判請求を不成立とした審決を，進歩性の判断に誤りがあるとして取り消した事例。			

(事件類型) 審決(無効・不成立)取消 (結論) 取消

(関連条文) 特許法29条1項, 2項

(関連する権利番号等) 特許第3024698号

判決要旨

1 本件は，発明の名称を「ベッド等におけるフレーム構造」とする特許を無効とした審決の取消訴訟であり，争点は，新規性，進歩性の有無である。

2 本判決は，概略，以下のとおり判示して，新規性，進歩性があるとした審決を取り消した。

(1) 本件発明の要旨

ア 本件発明の「フレーム」は，床板と別部材であれば足り，床材と結合して一体となっている場合も含まれる。

イ 本件発明の「フレームの一部を異なった長さの交換装着用フレームに置き換え可能に構成した」，「足側フレームを，・・・異なった寸法規格のものに，交換装着可能に構成した」とは，「フレームの一部を，そのフレームとは異なった長さの交換装着用フレームと取りかえることができるように構成した」ことを意味し，フレームに別のフレームを付け足すことは含まれない。

ウ 本件発明の「使用者の体格に対応させるべく」，「使用者の体格に対応して」とは，使用者の身長に対応させることを意味し，これらの目的は，ベッド等のフレームの一部を異なる長さのフレームに置き換えることのできる構成を限定する意味がある。

(2) 新規性の有無

ア 本件発明1とハンセン・マッケ株式会社(以下「マッケ社」という。)が販売した手術台「マッケ1120.21B」(製品1)に係る発明(製品1発明③)との対比

製品1発明③において，「フレームの一部を異なった長さの交換装着用フレームに置き換え可能に構成した」ことが，「使用者の体格に対応させる」目的であったのかは明らかではないから，本件発明1は，製品1発明③と同一ではない。

イ 本件発明2と製品1発明③との対比

製品1発明③において，「足側フレームを，・・・異なった寸法規格のものに，交換装着可能に構成」することが，「使用者の体格に対応して」との目的によるものかは明らかではないから，本件発明2は，製品1発明③と同一ではない。

(3) 進歩性の有無

ア 相違点

(ア) 本件発明 1 と製品 1 発明③との相違点（相違点 1）

本件発明 1 が、「床板を支えるフレームを、フレームの一部を異なった長さの交換装着用フレームに置き換え可能に構成した」目的が、「使用者の体格に対応させる」ためであるのに対し、製品 1 発明③は、その点が明らかではない点。

(イ) 本件発明 2 と製品 1 発明③との相違点（相違点 2）

本件発明 2 が、「足側フレームを、・・・異なった寸法規格のものに、交換装着可能に構成」することの目的が、「使用者の体格に対応」するためであるのに対し、製品 1 発明③は、その点が明らかではない点。

イ 相違点 1 及び相違点 2 の判断

(ア) 周知技術

本件特許の出願時には、手術台のテーブルトップは、患者の身長に応じた長さとするのが望まれており、医療機関において、テーブルトップの長さを調整できる手術台の要望があったこと、その要望に応えるために、各種の大きさのコンポーネントを組み合わせ、適宜の長さのテーブルトップとする手術台が販売されており、また、小児外科においては、長さが可変の手術台が一定程度普及していたことが認められる。

(イ) 製品 1 発明③の実施態様

製品 1 発明③の実施態様として、長身の患者に対応するために、「置き換え」ではないものの、足側の背板の先に頭板を付け加えることは行われていたものと認められる。

(ウ) 容易想到性

製品 1 発明③においては、患者の頭部側から順に、①背板、座板、足板の組合せ、②背板（短）、座板、背板の組合せ、③背板（短）、座板、足板の組合せを適宜選択し、各組合せによるテーブルトップとし、また、④各種頭板、背板、座板、足板の組合せ、⑤各種頭板、背板（短）、座板、背板の組合せ、⑥各種頭板、背板（短）、座板、足板の組合せを適宜選択し、各組合せによるテーブルトップとすることが可能であり、上記①の組合せを上記②の組合せに変更することや上記②の組合せを上記③の組合せに変更すること、上記④の組合せを上記⑤の組合せに変更することや上記⑤の組合せを上記⑥の組合せに変更することも可能であるところ、カタログや使用説明書である甲 1、2、4 及び 5 には、これらの組合せを禁止したり、推奨しない旨の記載もなく、かえって、甲 2 には、「マッケ手術台システム 1 1 2 0 は、モジュール方式でデザインされ」（2 頁）、「広く世界的に採用されている非常にフレキシブルなモジュール方式の手術台システムです。」との記載がある。

そして、前記(イ)のとおり、製品 1 において、患者の背が高い場合には、足側の背板の先に頭板を付け加える使用方法が行われていたことからすると、前記(ア)のとおり、手術台のテーブルトップを患者の身長に応じた長さとするのが望まれており、その要望に応えるために各種のコンポーネントを組み合わせることなどが行われていることを知る当業者は、製品 1 発明③において、患者の身長に対応させるために各種モジュールを取り換えて

手術台を患者の身長に対応したものとすることを容易に想到することができたものと認められる。